

## ふるさと納税に係る寄附金控除額の計算について

### ふるさと納税に係る寄附金控除の概要

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税及び個人住民税から全額控除されます。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率(※1)が減額)
- ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率(※1))

⇒①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(ワンストップ特例を申請した場合は、所得税の還付は発生せず、①所得税の控除相当分も個人住民税から控除されます)

### ふるさと納税額

適用下限額 2千円	①所得税を控除(※2) (ふるさと納税額－2千円) × 所得税率(※1)	②住民税(基本分)を控除(※2) (ふるさと納税額－2千円) × 住民税率(10%)	③住民税(特例分)を控除 ただし住民税所得割額の 2割が限度
--------------	--	--	--------------------------------------

※1 所得税は累進課税制なので、税率は所得等により5%～45%の間で変動します。

また、平成26年度～令和20年度については、所得税に加えて「復興所得税(所得税額の2.1%)」が課税されます。

※2 対象の寄附額(ふるさと納税額)は、所得税は総所得金額等の40%、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%がそれぞれ上限となります。

### 寄附金控除額の計算イメージ

(例) 下記の世帯で、3万円のふるさと納税をした場合

- 夫婦と子ども(高校生)1人の世帯
- 夫の給与収入が700万円、妻は所得なし
- 夫の所得税の限界税率は20%(復興所得税額を合わせると20.42%)

### ふるさと納税額 3万円

適用下限額 2千円	①所得税を控除(※2) (3万円－2千円)×20.42% =5,718円	②住民税(基本分)を控除(※2) (3万円－2千円) × 住民税率(10%) =2,800円	③住民税(特例分)を控除 (3万円－2千円) × (100－10－20.42)% =19,482円
--------------	--	---	--

### 寄附金控除額 2万8千円

※3 ワンストップ特例を申請した場合は、①の所得税の控除相当分が、個人住民税から合わせて控除されます。

※4 上記の計算例はあくまでイメージです。実際の控除額は、収入や控除のありかたにより、個人ごとに異なります。

【ふるさと納税に係る寄附金控除に関するお問合せ】

〒634-8509 橿原市内膳町1丁目1-60

橿原市役所 市民税課 市民税係 TEL: 0744-22-4001 (代表) 内線96638

0744-47-2634 (直通)